

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月)午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田一幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女秀作	(会長代理)
3番	飯塚真砂美		9番	大貫勇一	
5番	川島幸雄		10番	濱野一郎	
6番	高澤憲司		11番	金子重弥	

4. 欠席委員 金子重弥

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の賃貸借設定)
- 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)
- 議案第7号 農用地利用配分計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁
事務局次長 根岸紀夫
主任 高見直輝(書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、8名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 濱野一郎委員、3番 飯塚真砂美委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は、11番 金子重弥委員より出されて
	しております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号6号については、農業委員会等に関
	する法律第24条の規定による議事参与の制限により、審議、裁決
	に際しましては、申請者の代理人となっている「 委員」の
	退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担
当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号5号では、申請農地は、周辺が住宅となり、
	譲受人がすでに耕作していた場所を分筆したことから、0.85㎡
	の面積が残ったとのこと。また、申請農地は、譲受人が所有し
	ている農地に接続しており、現在、耕作しています。今後も、一緒
	に耕作していくことから今回、所有権の売買を行うものです。6号
	では、譲受人は平成31年に設立した法人となっています。現在、
	市内で約13haを耕作しており、今後も農業経営を拡張するため、
	贈与するものです。なお、今回、会社による所有権の移転ですが、
	農地法では、農地所有適格化法人であれば会社でも農地の売買等が
	できるとされています。この農地所有適格化法人の要件ですが、お
	手元の資料をご覧ください。農地所有適格法人と一般法人の違いが
	記載されています。農地所有適格法人では、農地の所有権も取得で
き、法人の形態は、株式会社でもできます。事業要件では、主たる	
事業が農業で、農業の売上高が過半を占めていること。役員要件で	

	<p>は、過半が農業に常時従事すること。役員又は重要な使用人の1人以上が、農作業に従事すること。などになっています。今回の譲受人は、この要件にすべて該当しております。7号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は今まで、父が経営する</p> <p>で農業を行っていました。昨年、父から譲受人の兄に経営が継承されたことに伴い、独立を考えていたそうです。申請農地は、譲受人の自宅の西側に隣接し、農地取得後は、主に水草類や花卉類を生産するとのこと。なお、譲受人の現在の経営面積はありませんが、農地法施行令第2条第3項第1項では、「耕作の事業が草花等で、その経営が「集約的」に行われるものであると認められる場合」には、50aの下限面積を満たす必要がないとされており。この、「経営が「集約的」に行われるもの」とは、一般的に花卉類の栽培などで、単位面積当たりの資本や労働が通常の作物栽培と比較して多量であって、農業所得が高額となるような経営を指すものとなっています。譲受人の過去3年間の青色申告決算書を確認しますと、約1反の敷地のパイプハウスで水草類などを栽培し、平均約</p> <p>万円の収入で、所得にしますと平均約 万円となっていることから、譲受人はこの要件に該当しており、今回、申請するものです。また、申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われ。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等について確認したところ問題がないと思われ。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号5号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号6号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号7号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。なお、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限により、「
	委員」の退席をお願いします。
	（委員の退席）
	それでは、たたいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	「 委員」の入室をお願いします。

	(委員の入室)
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号8号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号8号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。受付番号8号では、申請農地は、北側に国道125号線が通り、周辺は、既存の太陽光発電施設や、住宅が建ち並び、農地の広がりがない場所となっています。また、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
3番	受付番号8号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 事業計画者である土地所有者は、休耕中で利用計画のない土地の有効利用を図りたいと考えており、申請地を太陽光発電施設設置の敷地として転用し、事業を行いたいとしている。太陽光発電設備設置の敷地とするには、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用が安価といった要件を満たすことが必要である。当申請地は、上記要件を満たしていると考えます。なお、周辺農地や作物への影響、隣接地への支障を及ぼすことはないと考えます。太陽光発電設備のパネル下のアルミ架台はパイプであり、日照、通風の確保も問題ありません。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)

	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号9号から17号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号9号から13号及び16号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号14号、15号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。17号の農地の区分については、一時転用の申請であり、「農用地区域内農地（通称青地）」となっています。それではご説明いたします。受付番号9号では、譲受人は以前より譲渡人の土地を借りて自宅への進入路敷として使用していましたが、今回、お互いの話し合いで、売買することが決まったとのこと。改めて、地目を確認したところ、農地のまま使用していたことが判明し、現況に合わせるため、進入路敷として申請するものです。受付番号10号、11号、13号及び14号は、自己用住宅を設けるものです。10号では、譲渡人は成年後見人で申請されており、裁判所の証明書が添付されています。譲受人は、現在、蓮田市のアパートで妻・子の3人で暮らしています。子ども成長し、今の住まいでは手狭になっていることから、十分な広さを確保できる住宅の建築を考えていました。羽生市には妻の実家があることから、建築できる場所を探していたところ、申請農地は、南側に須影小学校があり、近くには、南羽生駅や大型ショッピングモールもあることから、とても住環境の整った場所とのこと。このことから、自己用住宅の建築を考えたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。11号では、

譲受人は、現在、群馬県邑楽郡千代田町のアパートで妻と暮らして
います。この度、子供を授かり、将来のことを思い自分の住宅の建
築を考えていました。譲受人の実家は市内で、夫婦の勤務先も市
内であるため建築できる場所を探していました。申請農地は、東側
に須影小学校があり、近くには、南羽生駅や大型ショッピングモー
ルもあることから、とても住環境の整った場所とのことです。この
ことから、自己用住宅の建築を考えたところ、譲渡人の了解も得ら
れたことから、今回、申請するものです。13号では、譲受人は、
現在、市内のアパートで妻と暮らしています。今後の生活を考える
と、今の住まいでは手狭になることから、十分な広さを確保できる
住宅の建築を考えていました。申請農地は、新規の住宅が建ち並び、
周辺には、国道122号線や新規の商業施設があり、とても住環境
の整った場所とのことです。このことから、自己用住宅の建築を考
えたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するも
のです。14号では、昨年11月の定例会で議案となったものです。
今回の議案書42ページをご覧くださいと思いますが、取下げ
の申請が出ております。これは、自己用住宅を建築する際、道路後
退部分の面積「7.14㎡」の申請を忘れたことから今回、改めて
自己用住宅敷として申請するものです。申請農地の場所は、小松神
社の北西側に位置しております。受付番号12号では、譲受人は、
現在、妻と両親の4人で暮らしています。今の住宅は狭く増築を考
えたところ、今の宅地面積が約123㎡であり、増築を行うと、浄
化槽や駐車スペースの確保ができないとのことです。このことから、
敷地の拡張を考えたところ、申請農地は、住宅の北側に隣接した場
所でとても最適地であり、譲渡人の了解も得られたことから、今回、
自己用住宅敷の拡張として申請するものです。受付番号15号では、
譲受人は、市内に事務所を置き、昭和44年から主に部品の加工・
製造業を行っている法人です。申請農地は、譲受人が使用して倉庫
の進入路の西側に隣接しています。現在、トラックで資材等の搬入
を行っていますが、敷地内では、Uターンができずバックで進入し
ているとのことです。しかしながら、進入路の幅員がなく以前、タ
イヤを脱輪させていることから、今回、譲渡人にお話したところ、
了解が得られたことから、進入路敷の拡張として申請するものです。
受付番号16号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和25年
から主に製造業を行っている法人です。申請農地は、倉庫や来客用
兼搬入車両用駐車場の北側に隣接しています。現在、倉庫や駐車場
への出入り口は、とても狭く不便であるとのことです。このことか

	<p>ら、駐車場敷の拡張を計画したところ、譲渡人の了解が得られたことから、今回、申請するものです。受付番号17号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、久喜市菖蒲町から令和2年8月に市内に移転し、農業経営を行っている法人が農地中間管理機構を活用して、イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする予定です。今回、稲作から高収益作物の耕作を目指した農地改良としての一時転用申請を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号9号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、申請土地について農地転用許可申請をいたしたく、その理由をご説明させていただきます。本件の土地は、100年以上、 の祖先が、 およびそのご先祖の方々 から借りて、 の自宅への唯一の通路として利用してきました。 自宅へ通じる道は他にはありません。40年ほど前から の両親や祖父母が高齢になったり亡くなったりするようになり、 が主として契約や手続き関係を行うようになりました。そこで、平成20年に、 との間で、あらためて、通路として利用することを内容とした土地賃貸借契約を結びました。現在でも、契約は更新され続けており、 は に毎年欠かさず地代を払っております。そうしたところ、最近になって、 と との間で、本件の土地を売買する合意がされました。しかし、売買のため登記簿を調べてみたところ、地目が畑であり、所有権移転には農地法5条の許可が必要であることが判明しました。そこで、今回の許可申請をさせていただくことになりました。本件の土地は、前述のとおり、長年 が通路として利用してきたものであり、農作物等の栽培はおこなっておりません。また、本件の土地は市街化調整区域にあるものの、周りは宅地造成されているところが多く、新しい住宅が多く建てられている地域です。そ</p>

	<p>のため、本件の土地を宅地に変更し売買することに不利益は特に生じないと考えております。今回の申請に対して許可をいただけますよう、なにとぞお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号10号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に自己用住宅を建築したく農地法第5条許可申請並びに開発許可申請をいたします。私は妻と5歳の息子と蓮田市の借家にて3人で仲良く生活しております。子供の成長と共に手狭になってきました。子供が小学校に入学する前に、永住する自己用住宅を建築し、近隣の生活に早く慣れたいと思い申請を決意いたしました。私達には永住できる土地・建物の所有はありません。そこで、羽生市には妻の実家もあり、子供が小学校に入学した際には、妻にも多少時間ができるため積極的に実家の手伝いができると思い、羽生市での生活を考え探してまいりました。申請地は、小学校が目の前にあり、県道は近く交通量はありますが、歩道が整備され、安全に通学できると判断しました。また駅や大型ショッピングモールにも近く、通勤や生活面でも私達には最適であると思います。どうか諸事情を考慮いただきご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号11号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、群馬県邑楽郡千代田町のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、このたび子供を授かり、今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭となるため、十分な広さの住居を構えたいと思っております。私の出身が羽生市であり、また、勤務先が羽生市地内であり、妻の勤務先も羽生市内であるため、羽生市内で駐車場も確保できて生活に便利な土地を探してまいりましたところ、今回、</p>

	羽生市 の土地を譲っていただけることになりました。 こちらの土地であれば、職場までも非常に近く、また小学校も近くにあり、子供が生活していくにも便利な場所であるため、ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っております。何卒、ご許可願いたく宜しく願いいたします。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
事務局	受付番号12号について調査報告いたします。
	11番 金子委員ですが、急遽欠席となりましたため、事務局で調査内容を金子委員より確認しておりますので、報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私たち夫婦は、私の両親と一緒に住んでおりますが、現在住んでいる住宅が手狭なため増築をする計画をしました。現在の敷地が狭いので住宅を増築すると浄化槽や駐車スペース、自転車置き場、物干しなどの場所がとれません。そのようなことを家族で相談しておりました。そこで隣地の の土地所有者に相談したところ譲っていただけることになり、この土地を購入し敷地の拡張をして土地利用する計画となりました。何卒よろしく願いいたします。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
事務局	受付番号13号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、このたび子供を授かり、今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭となるため十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。私が羽生市内の会社に勤めているため、羽生市内で通勤時間も現在とあまり変わらず、生活に便利な土地を探しておりましたところ、申請地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば職場までも現在と同じくらいの時間で通うことができ、また小学校も近くにあり、子供が生活していくにも便利な場所であるため、ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っております。何卒、ご許可願

	<p>たくよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
事務局	<p>受付番号14号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は栃木県佐野市内の賃貸アパートに妻と子供の3人家族で居住しています。子供の成長や将来の生活形態の変化等のことを考えると現在のアパートでは手狭になってくると思いました。子供が小学校に入学する前に何とか自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していました。土地選定に当たり、夫婦で話し合い、お互いの職場に通勤しやすい場所ということで、土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
8番	<p>受付番号15号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社の敷地が狭く、資材の搬入の際、Uターンが出来ず、出入り時にトラックがバックで搬入するため、以前に車が脱輪をしてしまい、隣接する譲渡人の畑に損害を与えてしまい、大変ご迷惑をかけてしまった経緯がありました。譲渡人は、現在も畑を使用しているために、今回ご無理を言って拡大することに同意してくださいました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
10番	<p>受付番号16号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、農地法第5条第1項の規定による許可を申請しますが、その理由は下記のとおりであります。申請人は現在転用対象地の隣接地において、事業経営をしております。現在の社有地では、北側道路からの接道部分が5.80mと狭小で、また奥まった環境のため、お客様駐車場として利用していますが、車両一覧表に明示するとおり、駐車場の余裕がまったくありません。現在は、搬入車両が大型車の場合、北側道路に事実上停車して、そこからフォークリフトで資材を搬入するか、または、もっと小型の車両で資材を何回かに小分けにして搬入しており、非常に効率が悪い状況です。また、学校等の工場見学や公共団体等の視察等もあり、その当日は近くに駐車場を臨時に借りている状況で、慢性的な駐車場不足の状況です。上記不都合を解消するため、対象地につき、農地法第5条許可を取得した上で、所有権を取得したい所存でございます。そうすれば、大型車の搬入車両で常に資材を搬入でき、また、慢性的に不足しているお客様駐車場の一助にもなるものと考えます。申請地の土地が許可になりました場合には、搬入車両（大型車）の駐車場または臨時お客様駐車場として利用したい所存でございます。以上の理由より、1日も早く造成工事ができますようご許可の程よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号17号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、株式会社　　が、土地所有者から依頼されて、次の農地、　　の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたし

	ます。
	4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。
	5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
議長	17号の農地改良は、どういった法人が入るのか。
事務局	イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする市内の法人です。
6番	盛土の高さは道路の高さまでか。
事務局	北側道路が進入路となりますので北側道路を基準として道路の高さまでの高さになります。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第4号)	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。
	事務局である「農政課 農業政策係」からの説明後、担当委員より、調査結果の報告をお願いします。
	農政課
	それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和2年10月に受けました、農用地区域からの除外の申出5件、につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。
	「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、4月に除外の手続きが終了となる予定です。農

	<p>地転用の手続きは5月以降となる予定です。それでは、お手元の議案書の10ページの事案につきまして、順次概要を申し上げます。</p> <p>事案番号1番は村君地区の案件になります。1番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市内でアパート住まいをしている娘夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号2番は川俣地区の案件になります。2番の案件につきましては、駐車場敷でございます。自宅敷地が手狭なため、駐車場を確保するための手続きとなります。事案番号3番は村君地区の案件になります。3番の案件につきましては、工場の敷地拡張でございます。既存敷地が手狭となり、工場敷地を拡張するための手続きとなります。事案番号4番は手子林地区の案件になります。4番の案件につきましては、露天駐車場を確保するものでございます。事業拡大に伴い、既存敷地が手狭になり、駐車場を確保する手続きとなります。続きまして、5番の案件につきましては、三田ヶ谷地区の案件になります。5番目の案件につきましては、工場の敷地拡張としての用地でございます。既存敷地が手狭となり、工場敷地を拡張するための手続きとなります。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。以上、今回農用地区域から除外する農用地面積は、3,380㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市のまちづくり政策課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
6番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は、現在借家に住んでいます。将来子供が産まれることも考えると、現在の住居では手狭に感じるようになりました。将来のことも考えて住宅を建築することにしました。幸いにも父が所有していました土地に、日当たり・道路・給排水等においても住宅を建築するに最適な場所があります。また、実家がより近くなるので、お互いが安心して生活ができるようになります。このような理由から、申請地の除外を受けて住宅を建築したいと思います。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	事案番号 2 番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	現在住んでいる住宅は、父親の時代から居住し、宅地は 8 1 m ² で狭く車の駐車スペースもなく、支障をきたしております。私をはじめ子供の車を入れると 6 台もあるので所有者にお願いし、許可を条件にして了解していただきましたので申請するものであります。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	事案番号 3 番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	私は、昭和 5 0 年に弟、他 1 人と 3 人で現在の轍を加工する一切の仕事を始め、4 5 年間当地で営んでまいりました。その間、自治会会長等の役員約 1 0 年間、神社総代約 1 0 年間等を仰せつかりました。昭和 5 4 年 5 月に有限会社、早川製作所を設立し、当時は従業員も 3 人で公共工事も多く、 の協力会社として、多くは、架設橋梁の長尺の部材を加工し、納品してまいりました。現在は、従業員も 8 人役員 3 人、計 1 1 人で、私は会長として経営に携わっております。従業員の中に 1 級アーク及び電気溶接士の資格を持つ技術者もおります。工場は、床面積 3 2 1 . 7 4 m ² 設備もプレスはじめ、シャーリング、ベンダー、アーク及び電気画溶接機、フォークリフト 2 台等の設備を揃えております。特にフォークリフトについては、長尺物を扱うため、爪を特注品をそろえており、回転半数が広く必要になります。取引先も増え、 等からの上場企業の協力会社として、特に鋼材（長尺）が多く加工しております。その他 2 3 社と取引しております。損益決算書の説明ですが、売上は、平成 3 0 年を 1 0 0 % とし、令和 2 年度は、1 0 3 . 6 % と伸びておりますが、1 0 0 年に 1 度の JR 渋谷駅の大改造が 5 月 2 9 日から 5 月 3 1 日までに終電、埼京線・湘南新宿ラインなどの大幅な運休や始発駅・終着駅の変更等をし、切

	<p> 換え工事が行われました。この大きな工事の農機は、3月末日であったため、関連加工を外注したことと、当社の決算期は、3月末日であり、入金、外注支払いが令和2年期、令和3年期にかかるため、当社への入金は、令和3年決算期になるため、マイナス経常になりました。事業形態として、どうしても多くの資材置場が必要になり、現在、北方用水の北側にもありますが、手狭になり工場より遠く、鋼材加工も多くなり、そのために私が持つ所有地で、工場に一番近い、 は、全面道路も5.3 mあり、交通量も近隣住民のみ利用の極小であり、地目の農地を雑種地に変更し、資材置場及びお客様駐車場として利用し、コストを抑え、合理的経営をし、これからも地元の方を雇用し、地域経済発展に貢献したく、申請致します。 </p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p> 事案番号4番について調査報告をいたします。 </p> <p> まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） </p> <p> 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 </p> <p> 申請地について、（詳細に説明）です。 </p> <p> 続きまして、除外事由について朗読いたします。 </p> <p> 弊社は、昭和8年に設立し、現在地でこれまでゴム精錬加工業を営んで参りました。おかげさまを持ちまして、業績も堅調ながら順調に伸びを示しております。本社工場におきましては、これまでも業績の伸びに合わせて、順次老朽化した倉庫や工場等の改築・増築を行ってまいりました。近年は原材料の入荷・出荷の際はフォークリフトによる作業が必需であるため、工場内及び構内ではフォークリフトが通行する通路部の確保が必要で、このため、これまでの原材料置場や製品置場のスペースが減少し、さらには、製品に合わせた出荷ラックや運搬用パレットの数も大変多くなってきております。このことから、昨年には倉庫を増築いたしましたところですが、この倉庫増築により社員駐車場が減少しますことから、倉庫増築前に駐車場を整備すべく計画をいたしましたが、上記土地が農用地区域に位置していることが判明し、一方では倉庫増築も待てないことから倉庫建築を先行いたしました経緯がございます。現在、原材料の入荷、製品の出荷に際し、1日当たり十数台の大型トラックや中型トラックの出入りがあり、時間帯によっては重複する場合場合もありますことから、トラック駐車場にプラスし、荷捌きスペースも必要な状況下です。さらに、上記のとおり社員駐車場が不足しておりますこと </p>

	<p>から、地下場の社員には自転車・バイクでの通勤をお願いしている状況となっております。これらのことから、本社工場の隣接地である上記土地2筆の土地について、社員用駐車場17台分、社用車4台分、来客用4台の計25台分の駐車場の整備と併せ、中型トラック用の荷捌き場を性にしたく農用地の除外申請をするものです。弊社は、「従業員の物心両面の幸せと会社の発展、お客様の繁栄を願い仕事を通して人格を高め、地域・社旗に貢献します。」この経営理念の下に、これからも、当地で地元雇用も行いながら、ゴム製品加工業を営む所存でございますのでご理解ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>事案番号5番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>当初より、法令違反是正のために手続き・工事を進めてまいりましたが、諸般事情により一時中断せざるを得ない状況になり、進捗のない状態に陥っております。現在、仮使用承認中の新工場-1において製造作業を進めておりますが、コロナ禍の影響で受注量が落ちこんでいる今、新工場-2を完成し、懸念の是正処理を一日も早く進めたく、ここに申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに決定いたします。</p>
(議案第5号)	<p>続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画（案）について（埼玉</p>
(議案第6号)	<p>玉県農地中間管理機構分の賃貸借設定）及び議案第6号 農用地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定）は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求</p>

	めます。
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画（案）について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。それでは、議案第5号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権を設定する計画（案）となっております。平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化など、耕作し易い条件を目標にして、地域の担い手などへ貸し出しを行うものです。この農地中間管理機構を利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていかうとするものです。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。19ページをご覧ください。埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として61件、面積 田 134,909㎡ 畑 40,659㎡ 合計 175,568㎡ となっております。引き続き 議案第6号についてご説明いたします。20ページをご覧ください。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画（案）となっております。表の見方は、議案第5号と一緒にあります。使用貸借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として1件、面積 田 683㎡ となっております。以上で、議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご
	質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号及び議案第6号 農用地利用

(議案第7号)	集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。
	続きまして、議案第7号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、番号90号から95号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、「増田一幸委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第7号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。
	21ページをご覧くださいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在、賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となります。一番右側は、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。
	「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第5号及び6号の農用地利用集積計画(案)で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地となっております。今後の流れですが、この配分計画(案)について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、3月31日には賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第7号 農用地利用配分計画(案)についての

	説明を終了させていただきます。公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、3月31日には賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第7号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。なお、先ほど申し上げましたが、議事参与の制限に該当することから、「増田委員」の退席をお願いします。
	（委員の退席）
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第7号 農用地利用配分計画（案）については、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。
	「増田委員」の入室をお願いします。
	（委員の入室）
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり農業用倉庫敷として1件、住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件、住宅敷として3件ございました。ご確認の程、宜しく願います。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでござ

	<p>ございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意解約でございますが、12件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下についてでございますが、これは、先ほど議案第3号 受付番号14号でご説明しました案件に係るもので、昨年11月に自己用住宅敷の転用申請を行いました。道路の後退部分の面積が漏れていたことから、許可申請の取下げを行ったものです。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました12月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が5件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項6 農地法の規定による不許可一覧についてでございますが、これは10月の農業委員会で議案にした営農型太陽光発電施設の5条申請の県からの不許可2件分とそれに伴う3条申請の区分地上権の不許可2件の併せて4件分の不許可となります。</p> <p>① 2月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和3年 1月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	